

会計に関する規程

特定非営利活動法人フードバンク岩手

- 第1条 この規程は特定非営利活動法人フードバンク岩手(以下「当法人」という)定款第7章を補い当法人の収支や財産状況を明らかにし、適正かつ健全な運営を行うことを目的とする。
- 第2条 この規程は当法人の会計業務全般について適用する。
- 第3条 当法人の会計処理は、法令及び政令並びに NPO 法人会計基準に準拠する。
- 第4条 当法人の会計を監督する会計責任者は事務局長とする。
2 経理係は事務局職員をもってあて、経理事務を処理する。
- 第5条 必要な勘定科目は別に定める。
- 第6条 会計帳簿は下記ものとし、複式簿記に従って記録する。
仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳などの補助簿
- 第7条 この規程における金銭とは、現金、預金、為替、商品券その他通貨と引き換え可能な証書をいう。
- 第8条 金銭など重要物件は会計責任者が厳重に管理する。小口払現金などの支出にあたっては会計責任者の確認の下、経理係が行う。
- 第9条 現金に過不足が生じた場合は経理係は遅滞なくその原因を調査し会計責任者に報告する。

附則

この規程は 2021 年 5 月 28 日より施行する。